

小規模園芸施設・機械導入事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 新たに園芸作物に取り組むため、国や県の支援対象とならない小規模な園芸施設・機械を導入する場合に、初期投資を軽減するためにその経費の一部を支援することで作付面積や出荷量の拡大を進め、園芸作物の振興を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園芸作物 野菜、果樹及び花卉並びに米以外の穀物をいう。
- (2) 園芸施設・機械 前号に掲げる園芸作物の栽培に必要な施設・機械をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、本市に住所を有する農業者、法人、又は営農組織のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 園芸作物において、新たな品目の栽培に取り組む、又は規模を拡大すること。
- (2) 本事業の対象とする園芸作物について、出荷している、又は出荷する意思が明確であること。
- (3) 本事業の対象とする園芸施設・機械の合計額が500千円以上であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、園芸施設・機械の導入に要する経費とし、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額は、対象外とする。

- 2 補助率は2分の1とする。
- 3 補助金額の上限は、1,000千円とし、予算の範囲内で支援するものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助対象事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、その他必要な調査を行った上で補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する補助金の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助事業者に交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の通知を受けた補助事業者が、申請の内容を変更する場合は、補助金等交付変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金等交付変更承認通知書により通知するものとする。

3 補助事業者が、申請を辞退する場合は、補助事業中止（廃止）届（様式第3号）を提出しなければならない。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（交付請求）

第9条 補助事業者は、前条第2項の補助金額の確定を受けた場合は、速やかに交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、特に必要と認められる場合は、補助事業者は概算払請求をすることができる。

（遂行状況の報告）

第10条 補助事業者は、補助金の効果等を把握するため、市長が実施する調査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部を返還させることができる。

(1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。

(2) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第12条 この要綱及び敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。